

大館市駅なか交流センター広告募集要項

市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一環により、大館市駅なか交流センター内に掲出する広告を募集します。これによる広告収入は、市の財源として市民サービス向上のため活用します。また、地域の事業者等の広告を掲出することにより、地域経済の活性化を図ります。

1 大館市駅なか交流センターについて

- (1) 開館期間：通年
- (2) 開館時間：午前9時から午後9時まで
- (3) 利用者数：約2,400人/年(会議室利用者)、約244,500人/年(大館駅利用者)

2 掲出可能期間

掲出年度の翌々年度末まで

1ヵ月単位とし、最長3年まで

3 掲出場所(広告枠)

- (1) 南側 2枠 横800cm×縦150cm 壁の左から①②
- (2) 北側 3枠 横500cm×縦150cm 壁の左から③④⑤
- (3) 西側 3枠 横200cm×縦150cm 壁の左から⑥⑦⑧

4 広告の仕様

アルミ複合版 厚さ3mm

※広告版掲示用溝付レール(広告枠)は大館市で用意します。

※上下数cm程レールに隠れますのでご了承ください。

5 広告掲出料(納付書による一括納付)

- (1) 広告料(月額)
1㎡あたり 月額5,000円(消費税を含む。)

6 広告に関する制限

- (1) 大館市広告掲載基準第4条に定める業種および事業者の広告は掲出できません。
※詳しくは、大館市広告掲載基準をご覧ください。
- (2) 広告内容は、大館市広告掲載要綱、大館市広告掲載基準、大館市駅なか交流センター広告掲出要領を遵守し、大館市駅なか交流センターに掲出することを十分考慮したものとします。

※詳しくは、大館市広告掲載要綱、大館市駅なか交流センター広告掲出要領をご覧ください。

7 広告に関する審査及び掲出決定

- (1) 申込内容、広告原稿を審査の上、枠ごとに掲出を決定します。
- (2) 掲出決定後、広告掲出に関する契約を交わします。
- (3) 掲出決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合や掲出期間が希望の一部のみとなる場合があります。

8 注意事項

- (1) 広告作成は、申込者の責任と費用負担で行ってください。
- (2) 大館市広告掲載要綱等に照らして、広告内容に修正を求める場合があります。
修正に応じていただけない場合、掲出することはできません。
- (3) 広告掲出後であっても、広告内容等が大館市広告掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合、広告の修正、掲出停止、あるいは掲出を取消すことがあります。
- (4) 掲出期間中、広告掲載内容変更届により広告内容を変更することができます。
- (5) 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者の責任および負担において解決していただきます。

9 申込方法

(1) 必要書類

ア 大館市駅なか交流センター広告掲出申込書(ホームページからダウンロードできます。)

イ 広告原稿(長辺を A4 サイズに収まるように縮小したもの)

(2) 受付期間

令和7年9月8日～10月7日

(3) 提出方法

持参、郵送、メール

(4) その他

ア 複数枠の申込みも可能です。

イ 大館市広告掲載要綱、大館市広告掲載基準、大館市駅なか交流センター広告掲出要領および大館市駅なか交流センター広告募集要項を十分にご確認ください。

(5) 申込みおよび問い合わせ先

〒018-5752 大館市比内町扇田字新大堤下 93 番地 6

大館市建設部都市計画課都市整備係 電話 0186-43-7082

E-mail tskseibi@city.odate.lg.jp